

タクシー・プリペイド・チケットの利用終了及び払戻しのお知らせ

福岡市ハイヤー・タクシー事業協同組合が発行していた「タクシー・プリペイド・チケット(タクシー乗車券)」につきましては、令和3年3月31日(水)をもちまして、ご利用を終了いたします。

なお、利用期限までに使用できなかった「タクシー・プリペイド・チケット(タクシー乗車券)」をお持ちのお客様には、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、下記のとおり払戻しをいたします。

記

- 1 ご利用終了及び払戻しを行うタクシーチケットの種類
タクシー・プリペイド・チケット(タクシー乗車券)



- 2 払戻しの申出期間

令和3年4月1日(木)～令和3年5月31日(月)※当日消印有効

※ 当該期間内に払戻しの申出がない場合は、この払戻し手続きから除斥されますのでご注意ください。

- 3 払戻しの申出方法

次の3点をご同封いただき、「簡易書留」にて下記の郵送先にご郵送ください。

※ 簡易書留郵送代金は、払戻金額に加えてお振り込みいたします。

- ① お手持ち(未使用)のタクシー・プリペイド・チケット(タクシー乗車券)

- ② 下記の(ア)または(イ)のいずれかの用紙

(ア) タクシー・プリペイド・チケット払戻申請書(兼振込依頼書)

※ 福岡市タクシー協会のホームページ(<http://www.taxi-fukcity.or.jp/>)からダウンロードしてプリントアウトし、必要事項をご記入下さい。

(イ) (上記用紙が入手出来ない場合は)以下の必要事項を記載いただいた用紙 ※お手持ちの便宜の用紙で構いません。

- ・ 氏名(法人の場合は会社名)、住所、連絡先(日中ご連絡可能な電話番号)
- ・ 同封される(未使用の)タクシーチケットの券面金額と枚数及び合計額
※ (記載例) 500円券3枚=1,500円、50円券4枚=200円、合計1,700円 etc.
- ・ 指定振込口座の金融機関名、支店名、支店番号、預金種目(普通・当座の別)、口座番号、口座名義人(漢字)、フリガナ

- ③ 指定振込口座の口座番号、口座名義人がわかる頁の通帳コピー

【郵送先】 〒812-0014 福岡市博多区比恵町11番1号
福岡市ハイヤー・タクシー事業協同組合

- 4 払戻しの方法

お手持ちのタクシーチケットの券面表示金額の合計額をご指定の金融機関の口座へ振り込む方法により払戻しいたします。

※ (例) タクシーチケット500円券4枚を払い戻す場合、500円券×4枚=払戻額2,000円

ご指定の口座には、払戻額に簡易書留郵送代金を加えた額を振り込みます。なお、振込手続きには、簡易

書留到着後2～3週間程度のお時間をいただき、また、お振込みの結果通知は、別途お知らせいたしませんので、予めご了承下さい。

- 5 その他

- ・ 簡易書留以外での郵送物の未着、紛失等が発生した場合、当組合はその責任を負いかねますので、ご注意下さい。
- ・ 当組合は、振込依頼書等その他払戻にあたってお客様からご提供頂いた個人情報、払戻手続きを実施する目的に限り、利用いたします。
- ・ 「払戻申請書(兼振込依頼書)」の記入不備または「必要事項を記載頂いた用紙」の記載不備及び(両書類に共通して)記入された未使用券の券面表示金額の合計額と同封された未使用券の券面表示金額の合計額が異なっている場合は、ご返送する場合がございますので、ご了承下さい。

※ 旧通知(ポスター及びチラシ)では、当協同組合及び福岡市タクシー協会加盟各社の事務所で払戻しを行うこととしておりましたが、諸事情により、

「郵送申請により福岡市ハイヤー・タクシー事業協同組合でのみ受け付ける」

に変更しますので、お間違いのないよう、よろしくお願い申し上げます。

【お客様のお問い合わせ先】

福岡市ハイヤー・タクシー事業協同組合(一般社団法人 福岡市タクシー協会) [担当:石橋]

電話 092-434-5100

問合せ受付時間 平日9:30～17:00(土・日・祝日を除く)

※ 福岡市タクシー協会ホームページ(<http://www.taxi-fukcity.or.jp/>)にも、払戻しの情報を掲載しています。